

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、令和4年6月6日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：鳴門市クリーンセンター焼却施設の契約書に記載されている第8節提出設計図書の開示請求に対し、3 完成図書の内 1) 竣工図は紛失し、3) 竣工原図はCADがあり問題ないとして不開示処分をしました。
不存在として不開示処分とした竣工原図に変わるCADに存在する堅型及び斜め煙道を含め熔融炉から二次燃焼室までの組立図の開示を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年6月20日に該当する公文書について「三機工業株式会社から受理しておらず不存在であるため」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年6月29日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

令和4年7月28日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

市はこれまでの開示請求に対し、竣工図は紛失し、竣工原図は三機工業株式会社から受領しておらず、CADがあるため必要ないと主張していた。今回の不開示処分が、CADデータを三機工業株式会社から受領していないことが理由とすると、市は契約業務不履行であり、発言・説明に一貫性がなく信頼できない。市は、CADに全て保存しているとの主張を明らかにし、これまでの主張の根拠を明らかにすることを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

焼却施設の契約書発注仕様書に記載された完成図書の竣工図は紛失しておらず、これまでの開示請求でも開示している。また、竣工原図は、焼却施設竣工時の平成20年3月当時については図面を原図ではなく、データで受領する方法をとったため、CADデータを受領した。CADデータでは全体配置図、機器配置図、断面図等を受領しているが、機器の組立図等の図面はCADデータでは受領していない。

堅型及び斜め煙道はダクト部分となっており、ダクト経路図を竣工図として受領しているが、審査請求人が開示を求めている煙道を含めた溶融炉から二次燃焼室までの組立図は、竣工図でもCADデータでも受領していない。

よって、開示請求された堅型及び斜め煙道を含む溶融炉から二次燃焼室までの組立図は、CADデータに不存在であるため、開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分理由は市の契約業務不履行であり、発言に一貫性がなく信頼できないため、今までの主張の根拠を明らかにすることを求めている。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が存在しないことの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が存在しないことの妥当性について

実施機関の説明によると、CADデータは、全体配置図、機器配置図、断面図等を受領しているが、ダクト経路図、組立図等の図面はCADデータでは受領しておらず、煙道を含めた溶融炉から二次焼却室までの組立図についても受領していないとのことであった。

審査請求人が開示を求めた「堅型及び斜め煙道を含めた溶融炉から二次焼却室までの組立図」のCADデータが存在しない理由について、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

以上の点を踏まえると、実施機関が存在しないことを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和4年 7月28日	諮問書の受理
8月 1日	実施機関理由説明書の受理
8月18日	審査請求人意見書の受理
9月 5日	・実施機関による理由説明の聴取

	<ul style="list-style-type: none">・審査請求人による口頭意見陳述（審査請求人より取下）・審議
令和4年10月26日	<ul style="list-style-type: none">・審議
12月23日	<ul style="list-style-type: none">・答申